

平成29年11月16日

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付

避難施設一覧の更新について

国民保護法第148条に基づき指定されている避難施設（内閣官房国民保護ポータルサイト上で公表）について、平成29年4月1日現在の情報に更新しました。今回の更新では、ミサイル飛来時等の避難に資するよう施設の構造に関する項目等を追加するとともに、外部の地図サイト上で場所を確認できるようにしました。

1. 概要

武力攻撃事態等において住民の避難及び避難住民等の救援を的確かつ迅速に実施するために、国民保護法（第148条）では、都道府県知事が、国民保護法施行令（第35条）で定める基準を満たす施設を当該施設の管理者の同意を得て、避難施設としてあらかじめ指定しなければならないことを規定しております。

そのため、都道府県知事は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等、地域の実情を踏まえ、市町村と連携し、避難施設の指定を行っております。

内閣官房では、指定された避難施設に関する情報をとりまとめ、内閣官房国民保護ポータルサイト上で公表しており、このたび平成29年4月1日現在の情報に更新しましたので、お知らせします。

今回の更新では、ミサイル飛来時等の避難に資するよう施設の構造に関する項目等を追加するとともに、外部の地図サイト上で場所を確認できるようにしました。

なお、ミサイル飛来時には、避難施設に指定されているかどうかにかかわらず、屋外にいる場合は近くの建物（できれば頑丈な建物）の中又は地下（地下街や地下駅舎などの地下施設）への避難を、建物がない場合は物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る、屋内にいる場合は窓から離れるか、窓のない部屋に移動していただくよう呼びかけています。

2. 公表項目

- ・ 名称
- ・ 住所
- ・ 「コンクリート造」であるか否か
- ・ 「コンクリート造のうち24時間避難可能な施設」であるか否か
- ・ 「地下への避難が可能な建物」か否か
- ・ Google マップへのリンク
- ・ Yahoo!地図へのリンク

コンクリート造	:	構造が鉄筋コンクリート造（RC造）及び鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）であるもの
コンクリート造のうち24時間避難可能な施設	:	コンクリート造のうち施設が24時間開錠されているもの又はJアラートによる国民保護情報が発信された際に施設管理人が短時間で施設を開錠できるもの なお、常時鍵が開いている施設及び次に該当するもの以外は除外 ① 10分程度で開錠可能（管理人が常駐、もしくは自動で開錠が可能あるいは近隣の方が鍵をもっている。） ② Jアラート発出時に直ちに開錠されるよう管理人に周知している
地下への避難が可能な建物	:	地下フロアに避難可能なスペース（普段から一般の方の立ち入りが可能なスペース。機械室や狭隘な倉庫は除く。）があるもの

避難施設の一覧は、以下のページよりご確認ください

避難施設の指定 (<http://www.kokuminhogo.go.jp/hinan/index.html>)

問い合わせ先

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付

内閣参事官 田中 賢二

参事官補佐 松岡 秀法

TEL 03-5253-2111（内線82676）